

余裕期間制度について

【目的】

○工事開始前に建設資材の調達や技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、施工時期等の平準化に資することを目的とする。

【対象工事】

- 下記の工事は積極的に活用を検討
 - ①工事完成日が集中する時期に発注する工事(年末、年度末)
 - ②入札日が集中する時期に発注する工事(上半期末、年度末)
 - ③不調・不落が懸念される工事
- ※ゼロ市、ゼロ交付金、ゼロ補助金で発注する工事は活用
- 対象工事は入札公告等及び特記仕様書に明示する。

【適用年月日】

○令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事

【余裕期間の方式】

- 発注者指定方式:発注者が工事の始期を指定する方式
- 任意着手方式:発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式
- ※任意着手方式を原則とし、現場条件等により、着手日が決まっている工事のみ発注者指定型とする。

【余裕期間の設定】

- 実工期(実際に工事を施工するために必要な期間)の4割かつ5ヵ月を超えない範囲で設定
- ただし、実工期の4割が30日を超えない場合には、30日とすることができる。
- ※余裕期間の設定により、工期が年度を跨ぐ場合には、債務、繰越予算を充当する。

【余裕期間中の取扱】

- 余裕期間内においては、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置を要しない。
- 余裕期間内においては、現場事務所や資機材の搬入、仮設物の設置等の準備工も含め、工事に着手することはできない。
- ただし、下請との契約、作業員・資機材の確保(現場搬入は除く)、関係機関との協議等、現場への搬入を伴わない準備は可能。
- 余裕期間中に増加する経費は、全て受注者の負担
- 余裕期間中の現場管理は発注者の責任で実施

【余裕期間中の変更】

○余裕期間の変更は、受発注者協議の上、決定する。(原則、短縮のみ)

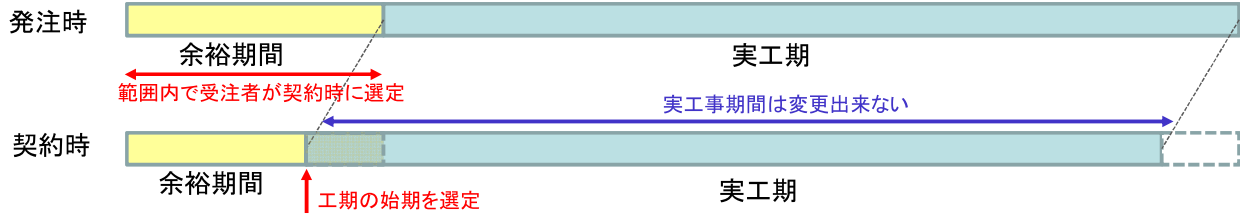
余裕期間制度について

■ 余裕期間制度

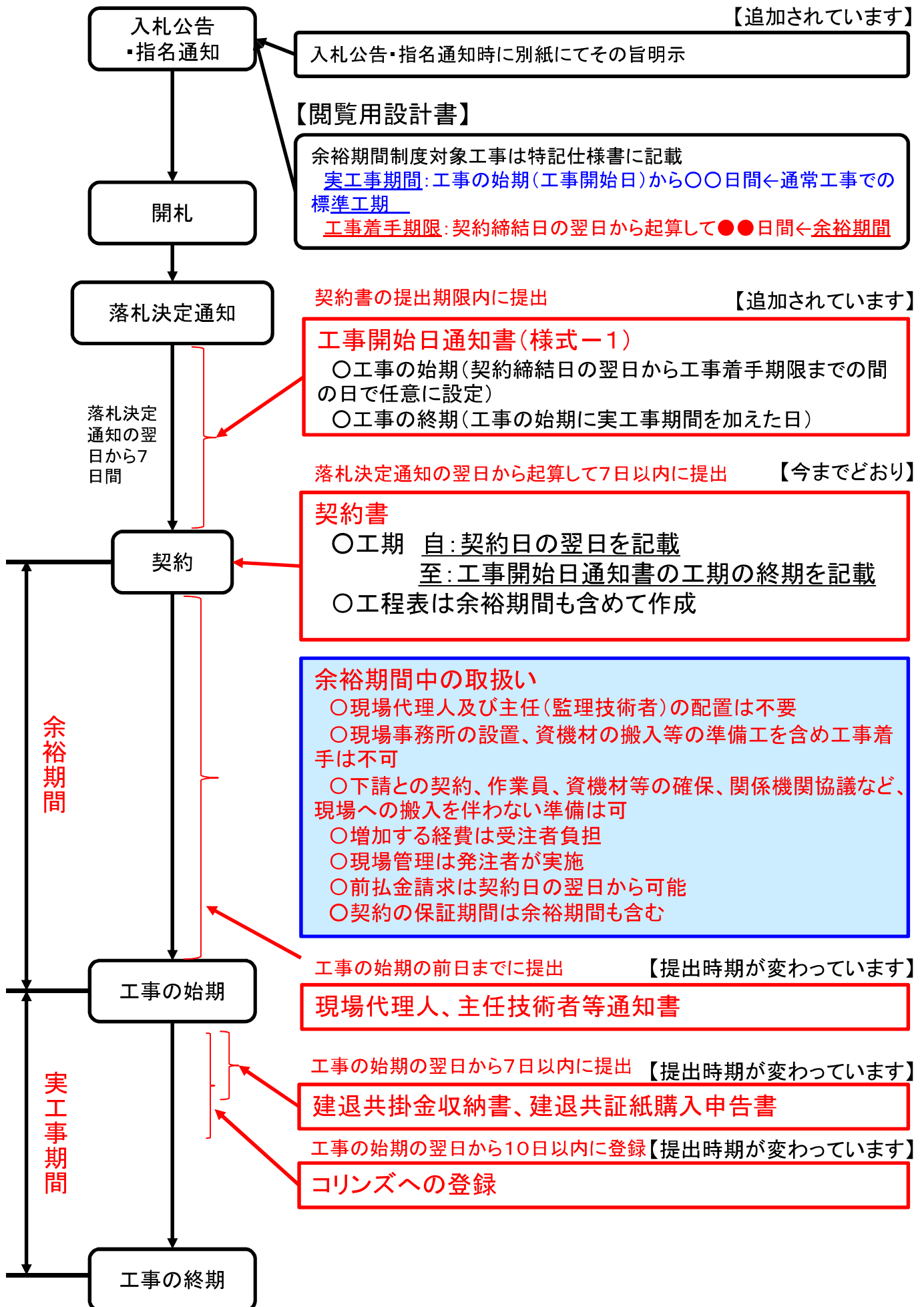
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



事務手続きの流れ(当初契約:任意着手方式)



余裕期間変更手続きの流れ(任意着手方式)

変更したい工事の始期から14日前までに提出

【受注者→発注者】

宇佐市公共工事請負契約約款第23条に基づく工事の変更について
(協議) (様式-2) の提出

配置予定技術者の確保が
図られているか確認

様式-2の受理日から7日以内に回答

【受注者→発注者】

承諾書による回答

承諾日の翌日から7日以内に提出

【受注者→発注者】

変更契約書、変更工程表の提出

7日以内

7日以内

※宇佐市のホームページに「宇佐市発注工事における余裕期間制度実施要領」を掲載していますので参照してください。